

令和2年4月15日

ボランティア相談コーナーご利用のみなさまへ

堺市社会福祉協議会
ボランティア情報センター

ボランティア相談コーナーにおける相談調整等

一部停止に関するお知らせ

令和2年4月7日、内閣総理大臣により、新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく「緊急事態宣言」が発令されました。これを受け、大阪府知事から外出およびイベント開催に対する自粛要請が出るとともに、堺市においても各行事ならびにイベントに対する自粛要請が出されました。

堺市社会福祉協議会にて設置しておりますボランティア相談コーナーにつきましては、これまでボランティアにかかる調整等を控えておりましたが、今回自粛要請が出されたことを受け、改めて下記のとおり相談調整等一部を停止することとなりましたのでご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

期 間

令和2年5月6日（水・祝）まで

停止内容

○相談コーナーで実施している下記機能の停止

- ・ボランティア相談コーナーへの来所によるボランティアにかかる各種相談
- ・ボランティア相談コーナーへの来所によるボランティア募集・登録受付

通常対応

○ボランティア保険の受付。

※上記の日程および期間についてはさらに変更・延期となる可能性がございます

状況については適時堺市社会福祉協議会ホームページ等においてお知らせいたしますのでご確認ください。

—お問合せ先—

- 堺市社会福祉協議会ボランティア情報センター
- 担当：稲田・鈴木・川端
- 電話：072-232-8686